

市職員の給与など公表

「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員や特別職の給与・職員数状況などをお知らせします。

詳細は市ホームページで、9月30日頃までに公表します。



問 総務課（千代田庁舎）

1 給料 [令和2年4月1日現在]

1 平均年齢と平均給料月額

一般行政職		消防職	
平均年齢	平均給料	平均年齢	平均給料
42.5歳	321,200円	36.2歳	297,400円

2 職員の初任給などの状況

区分	区分	大学卒	高校卒
一般行政職	初任給	182,200円	150,600円
	10年経過	255,000円	216,200円
	15年経過	302,400円	255,000円
	20年経過	353,400円	289,000円
消防職	初任給	208,600円	169,900円

⑨現在の基準によるもので、採用時期により異なります

3 一般職員の期末・勤勉手当支給割合

区分	6月期	12月期	合計
期末手当	1.3月分	1.3月分	2.6月分
勤勉手当	0.95月分	0.95月分	1.9月分

4 特別職などの報酬

区分	給料月額	区分	報酬月額
市長	779,000円	議長	334,000円
副市長	592,000円	副議長	285,000円
教育長	546,000円	議員	269,000円
期末手当	6月期1.7月分/12月期1.7月分		

2 公平委員会からの業務報告 [令和元年度]

勤務条件に関する措置の要求の状況 ▶ 0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況 ▶ 0件

3 職員数 [令和2年4月1日現在]

1 職員採用試験の実施状況 [令和2年4月1日現在]

職種	応募者数	受験者数	採用人数
行政職	54人	47人	9人
消防職	21人	18人	4人

2 退職者の状況 [令和元年度]

区分	定年	勸奨など	合計
	10人	4人	14人

3 部門別職員数の状況 ▶ 合計 405人

一般行政部門	教育部門	消防部門	公営企業
263人	29人	84人	29人

⑩短時間勤務再任用職員は含まない

4 勤務条件ほか [令和元年度]

1 標準的な勤務時間

1日につき7時間45分（開始時刻 8:30 終業時刻 17:15、休憩時間 12:00 ~ 1時間）の勤務時間とし、1週間で38時間45分と定めています。

2 年次休暇の状況

区分	付与日数	取得日数	取得率
	37.6日	10.5日	27.9%

3 職員研修・職員の人事評価の実施状況

職員一人ひとりの資質と能力を向上させ、市民の信頼にこたえていくため、「人材育成基本方針」に基づき職員研修計画を定め、タイムマネジメント研修のほか、茨城県自治研修所への派遣研修などを実施しました。職員の主体的な職務遂行や能力開発、効果的な人材育成の推進を目的に、人事評価を実施し、その結果を定期昇給や勤勉手当の成功率に反映しています。

4 職員の分限・懲戒処分の状況

分限処分	6件	懲戒処分	1件
------	----	------	----

5 育児休業などの状況

育児休業	2人	育児部分休業	0人
------	----	--------	----

市の情報公開・個人情報保護取扱状況を公表

問 総務課（千代田庁舎）

情報公開条例および個人情報保護条例に基づき、令和元年度の運用状況についてお知らせします。

●個人情報開示請求・決定件数 ▶ 2件

[内訳] ▶ 保健福祉部 2件

●情報公開請求・決定件数 ▶ 12件

[内訳] ▶ 総務部 5件 ▶ 市民部 1件

▶ 選挙管理委員会 1件 ▶ 教育委員会 1件

▶ 議会事務局 3件 ▶ 消防本部 1件

●個人情報取扱事務件数 ▶ 506件

[内訳] ▶ 行財政改革・公共施設等マネジメント推進室 1件

▶ 市長公室 26件 ▶ 総務部 31件 ▶ 市民部 81件

▶ 保健福祉部 101件 ▶ 都市産業部 61件

▶ 建設部 48件 ▶ 会計課 2件 ▶ 選挙管理委員会 20件

▶ 監査委員 5件 ▶ 固定資産評価審査委員会 2件

▶ 教育委員会 104件 ▶ 農業委員会 5件 ▶ 議会 5件

▶ 消防本部 14件

避難所における新型コロナウイルス感染症対策

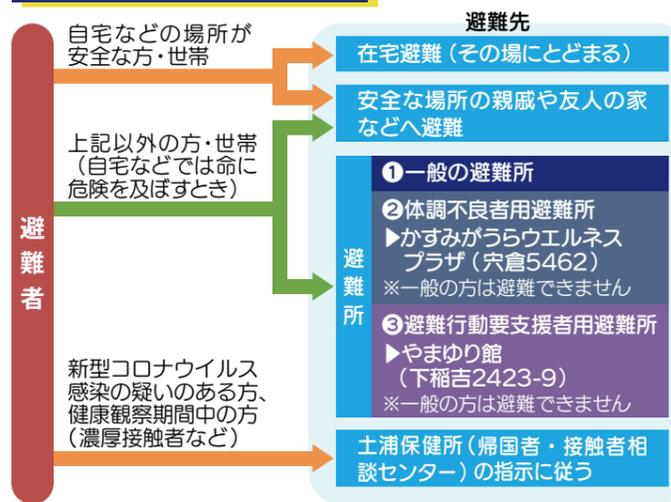
新型コロナウイルス感染症が終息していない中で、自然災害が発生した場合に備え、市では「新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況における避難所運営に関する指針」を策定しました。この指針に基づき、市は避難所での感染症対策に努めていきます。

問 総務課（千代田庁舎）



避難所運営に関する指針

災害時の避難先の考え方



- 避難所では次の流れで受け付けします。避難所運営に関する指針
- ▼ 健康チェック（検温、問診、マスク着用の確認や手指消毒）
- ▼ 避難者カード記入
- ▼ 避難スペースへの移動、体調チェックシートの記入
- 避難所内では、パーティションの活用や、十分な距離を確保することで、避難者同士が「密」にならないよう努めます。また、定期的な体調チェックや十分な換気などの衛生管理を行います。
- 避難所開設時は、体調不良者用避難所として、「かすみがうらウエルネスプラザ」、避難行動要支援者用の福祉避難所として、「やまゆり館」を開設します。（原則として、一般の避難者は避難できません）

新型コロナウイルス感染症の影響で、災害時の避難行動はこれまでと大きく変わってきています。コロナ禍における避難行動のポイントを、改めて確認しておきましょう

1 避難を検討するときは・・・

▶ 災害リスクと適切な避難行動を確認しましょう

自宅にすることが危険な場合（土砂災害や洪水の恐れがあるなど）は、迷わず避難してください。自宅が安全が確保できる場合は、「在宅避難」をお願いします。

▶ 避難所以外への避難を検討してください

日ごろから、親戚や友人宅など避難所以外への避難や、避難における準備物を家族と相談しておいてください。

2 避難の際には、衛生用品を持参してください

避難所には、消毒液やマスクを用意していますが、数に限りがあります。

避難の際には、食料などの必需品や、マスク、消毒液、体温計などの衛生用品を各自で持参してください。



新型コロナウイルスは誰でも感染する可能性があります

「思いやりのある行動を」



問 健康づくり増進課

最近、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やインターネットの掲示板などで、新型コロナウイルスに感染してしまった方や、濃厚接触者に対する誹謗中傷などが目立っています。患者個人やその家族について、住所や勤務先などを特定し誹謗中傷する。さらには、医療現場の最前線に立っている医療・看護従事者や介護従事者などに対しても、差別や中傷が向けられる事例が多数報道されています。感染者や医療関係者への誹謗中傷を行うことは、人格権の侵害をするものであり、許されるものではなく、人々を傷つけること以外、何も生みだしません。

新型コロナウイルスに感染してしまった方も、医療現場に従事している方も、目に見えないウイルスのストレスに日々苦しめられている皆さんも、同じように未曾有の感染症である新型コロナウイルスの被害者です。

私たち一人ひとりが相手の立場になって考え、思いやりを持ち、力を合わせて乗り越えていきましょう

市民の皆さんは、現在おかれているこの状況を見て、感じていただき、今後とも冷静に行動してください。